

健保ニュース

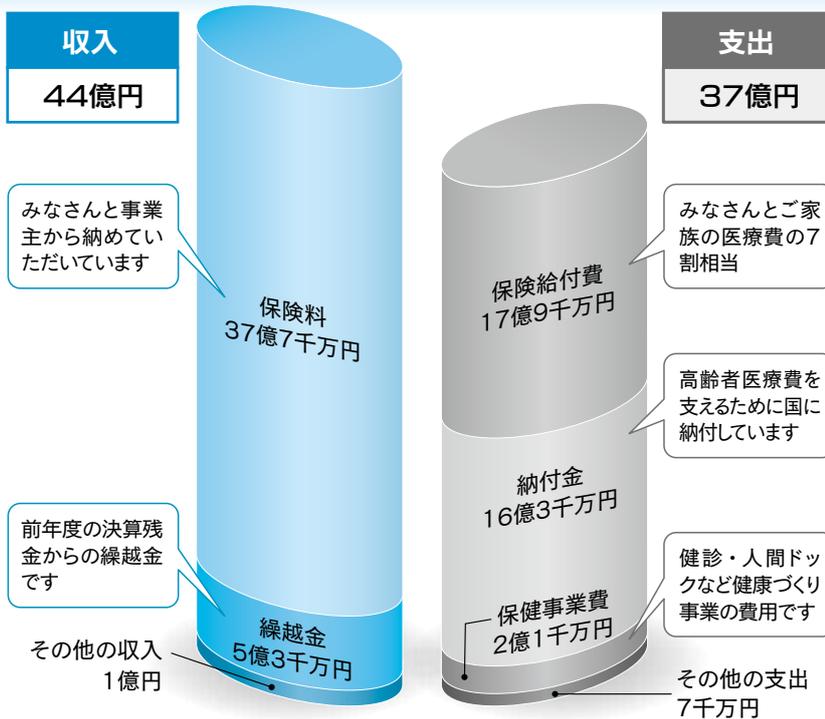
2015
OCTOBER 10

平成 26 年度 決算のお知らせ

当組合の平成 26 年度決算が、先日開催された組合会において可決・承認されましたので、その概要をお知らせします。

平成 26 年度 収入支出決算概要表

<一般勘定>



決算基礎数値等 (一般勘定)

- 被保険者数 (年間平均)
9,082 人
(男 8,268 人、女 814 人)
- 被扶養者数 (3月末)
8,962 人
- 平均標準報酬月額 (年間平均)
316,683 円
(男 329,440 円、女 184,335 円)
- 総標準賞与額 (年間合計)
4,152,438 千円
- 平均年齢
41.37 歳
(男 41.81 歳、女 36.86 歳)
- 一般保険料率
97.69/1000
[事業主 48.845/1000]
[被保険者 48.845/1000]
- 調整保険料率
1.2/1000
[事業主 0.6/1000]
[被保険者 0.6/1000]

平成 26 年度 収入支出決算概要表

<介護勘定>

収入	
科目	決算額
介護保険収入	461,026 (千円)
繰越金	34,120
雑収入	6
合計	495,152

支出	
科目	決算額
介護納付金	463,686 (千円)
介護保険料還付金	6
合計	463,692

決算基礎数値等 (介護勘定)

- 介護保険第 2 号被保険者数 (年間平均)
7,277 人
- 介護保険第 2 号被保険者たる被保険者数 (年間平均)
5,320 人
- 特定被保険者数 (40 ~ 64 歳の被扶養者を有する 40 歳未満または 65 歳以上の被保険者数) (年間平均)
131 人
- 平均標準報酬月額 (年間平均)
340,308 円
- 総標準賞与額 (年間合計)
2,677,391 千円
- 介護保険料率
18.5/1000
[事業主 9.25/1000]
[被保険者 9.25/1000]

早期のうちに医療機関へ 受診しましょう!

健診の結果、治療や精密検査が必要とされているにもかかわらず、受診していないケースが問題視されています。せっかく健診で病気の芽が発見されたのに、治療や精密検査を受けず、特定保健指導も受けず、そのまま放置してしまうと、悪化の一途を辿ってしまうからです。

重症化してからでは、病気の治療にかかる期間は長く、費用も大きくなり、最悪のケースでは命の危険もあります。いかに早く行動につなげるかが、その後の健康寿命を左右しますので、健診結果の指示

には従うようにしてください。

なお、「データヘルス計画」では、重症化予防が大きなテーマのひとつに掲げられています。健保組合では、みなさんが健診を受けた結果、治療や改善につながっているかどうかをデータで確認することができます。このデータを分析し、重症化のリスクがある人に対して、健保組合から個別にご案内をすることがありますので、受け取った人は積極的にご参加をお願いします。

健診結果を行動につなげよう!

「なんともないから」と健診結果を軽視する人もいますが、そもそも生活習慣病は、早期のうちには自覚症状がほとんどありません。信じるべきは、自分の感覚よりも健診結果の数値です。健診結果の指示には従うようにしましょう。

「要治療」「要精密検査」と記載されていた人

「要治療」は、治療が必要なほど数値が悪化している状態です。一方、「要精密検査」は、本当に治療が必要かどうかをより詳細な検査で確認しなければならない状態です。いずれも、すみやかに医療機関を受診してください。



「要経過観察」と記載されていた人

ただ放って置けばよいということではありません。健診機関の医師や保健師の指導を受けて、生活習慣の改善を始めてください。



「要再検査」と記載されていた人

一時的な変動かどうか、改めて検査が必要な状態です。すみやかに再検査の予約をお取りください。



「異常なし」と記載されていた人

ひとまず安心ですが、正常値の範囲内であっても油断は禁物です。過去のデータと見比べて、悪化傾向にないか確認しましょう。悪化していたら、自発的に生活習慣を改善していくのがベストです。



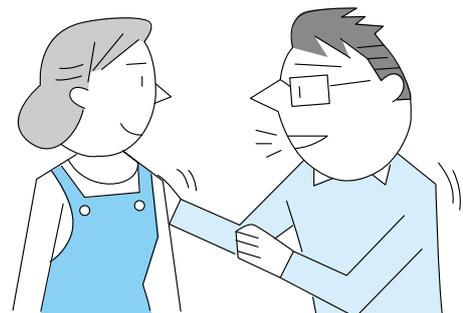
※上記は、一般的な健診結果を記載しています。実際に受け取った健診結果の指示を優先して行動してください。



健診申込みが切迫る! 平成27年11月30日まで

健診を受けていないご家族はいませんか?

今年の健診は受けましたか? 被保険者のみなさん、ご家庭に健診をまだ受けていない被扶養者がいましたら、ぜひ健診の予約をとるように勧めてください。



あわてんぼ受診に気をつけて 「重複受診」「いきなり大病院」はやめましょう



まずは「かかりつけ医」へ相談を

軽症でもいきなり大病院を受診する「大病院志向」は、本来大病院が診るべき重症患者の診療を妨げることにつながりかねません。

そこで国は、まず「かかりつけ医」を受診し、必要に応じて大病院を紹介してもらうしくみづくりを進めています。これは、医療機関の機能分担を明確にし、医療を効率的に活用するためです。

病院 (外来) の紹介なし患者割合	紹介あり患者の割合		紹介なし患者の割合	
	割合	割合	割合	割合
900床以上(再掲)	33.4%	66.6%	66.6%	33.4%
800床以上(再掲)	32.5%	67.5%	67.5%	32.5%
700床以上	35.3%	64.7%	64.7%	35.3%
500～699床	27.8%	72.2%	72.2%	27.8%
400～499床	17.3%	82.7%	82.7%	17.3%
300～399床	22.2%	77.8%	77.8%	22.2%
200～299床	17.9%	82.1%	82.1%	17.9%
100～199床	13.8%	86.2%	86.2%	13.8%
50～99床	10.9%	89.1%	89.1%	10.9%
20～49床	11.0%	89.0%	89.0%	11.0%
総数	19.6%	80.4%	80.4%	19.6%

紹介あり患者の割合：外来患者総数のうち、(病院や一般診療所等からの紹介ありと答えた患者の割合。

平成26年 第82回社会保障審議会医療保険部会 資料より



★特定機能病院などの大病院は、平成28年度から、紹介状のない患者に特別料金を加算することが義務となります。

治療途中で勝手に別の医療機関を受診する重複受診にはデメリットが少なくありません

- 似たような検査や投薬を繰り返すことで体に負担がかかる。また副作用の恐れもある。
- 途中まで進んでいた治療を最初からやり直すことになり、治るまでに時間が長くかかってしまう。
- 何度も初診料や検査料を払うことになり医療費がかかる。

かかりつけ医をもつことで、体の負担や家計の負担が少なくてすみ、時間のムダや医療費のムダも減らせます。

こんなときは**保険証**が**使えません**

ケガや病気になったときは、すべて保険証を使って病院にかかれるわけではありません。
健康保険が使えない場合もありますので、ぜひ覚えておきましょう。



✓ **資格喪失後に病院にかかるとき**

退職したあとや被扶養者資格を失ったあとなど、当健保組合の資格を喪失したあとに病院を受診する場合は、当健保組合の保険証は使えません。資格喪失後は速やかに保険証を返却し、新しく加入した健康保険の保険証をご使用ください。

もし当健保組合の保険証を使って受診してしまった場合には、後日、当健保組合が負担した医療費を全額請求させていただきます。

✓ **仕事によるケガや病気で受診するとき（通勤途中も含む）**

業務中に起こったケガや、業務に起因する病気の場合は、健康保険ではなく「労災保険」が適用されます。下記のような場合は、労災保険で受診してください。

- ・業務中に重いものを運んで腰を痛めた
- ・出勤途中に、駅の階段で転倒してケガをした
- ・独身者が夕食のために飲食店に立ち寄ったあと、通常の通勤経路で負傷した など



労災保険で
受診するとき

労災保険で受診する場合は、病院窓口でケガなどの原因を伝え、労災保険用の請求書を提出してください。労災保険では患者負担なしで治療が受けられます（通勤災害の場合は初回のみ一部負担金あり）。労災指定ではない医療機関を受診した場合は、そのつど治療費を全額自己負担し、後日、労働基準監督署に請求してください。



✓ **マッサージ代わりに接骨院・整骨院にかかるとき**

接骨院・整骨院で柔道整復師の施術を受ける場合、保険証が使える範囲は限定されています。骨折、脱臼、打撲、ねんざ、肉離れと診断され、負傷原因がはっきりしているときのみ保険証が使えます（骨折・脱臼の場合は応急手当をのぞき医師の同意が必要）。単なる肩こりや筋肉疲労を癒すマッサージには保険証は使えませんので、全額自己負担となります。

マイナンバー制度のイメージキャラクター マイナちゃん▶



マイナンバーの通知が始まりました

平成 27 年 10 月からマイナンバー（個人番号）の通知が始まりました。具体的には、住民票のある市区町村から住民票の住所地にマイナンバーの「通知カード（本人と家族を合わせた世帯全員分）」が簡易書留で送付されています。

マイナンバーは今後、税金や社会保障（雇用保険・健康保険・年金）の申請・届出に必要となります。健保組合にも事業所を通じてマイナンバーを提出していただきますので、「通知カード」は大切に保管するようお願いいたします。

なお、住民票の住所地とお住まいの住所地が異なっている場合は、住民票の異動をお早目にお済ませください。また、やむを得ない理由により、住民票の住所地で「通知カード」を受け取ることができない場合※は住民票のある市区町村へお問い合わせください。

※東日本大震災で被災し避難している方や、長期間にわたり医療機関・施設等に入院・入所されている方など